

<p>第十六部 議院運営委員会(第二九回国会閉会後)会議録第一号 令和四年九月八日【参議院】</p>	<p>出して説明をすることこそが私は国会や国民に対して誠実な説明責任だと思いますが、長官、いかがでしょうか。</p> <p>○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。</p> <p>今お話をいただきましたとおり、過去の既定経費による警備費の中において、それを、警備費を切り出してお示しをしたことはございません。しかしながら、今回、総理からも国民の皆様により丁寧な説明をすべしという御指示もいただき、その中において、各国との連絡の調整の中、約百九十団体等が各国から御参加をいただき、そのうち警備が必要な団体が五十団体と仮定した上で、先ほど申し上げましたところの警備費をお話をさせていただきます。</p> <p>○吉川沙織君 国会に対して誠実に説明をいただくこと、お伺いしていないことを容れざるのことはちよつと違うと思えますので、是非お聞きしたことにお答えいただけるとうれしく存じます。</p> <p>先月八月二十五日、安倍元総理の事件を受けて、警察庁は、警備の検証、見直しに関する報告書を国家公安委員会に提出しています。この報告書を踏まえれば、今回の警備に要する経費はこれで本当に十分なんでしょうかという見方もできますが、総理、どうですか。</p> <p>○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、こうした安倍元総理が非業の死を遂げられたこと、このことを重く受け止め、我が国のこの警備について一度しっかりと点検をしなければいけないということ、警察庁においても検証を行った、こうしたことでもあります。当然のことながら、これから行われる国葬儀、もちろんであります。来年のG7サミットを始め我が国で行われる大きな行事においてこの警備、警護に万全を期していかなければいけない、こうしたことであると思っております。</p> <p>そういう点も踏まえ、そして、先ほど官房長官から申し上げたような、今各国から様々な連絡が入ってきている、海外からの要人の数も一応想定</p>	<p>定ができる段階まで来た、そういったことで具体的な数字を挙げさせていただいたということでもあります。警備について万全を期した上で予算であるということ、これは当然のことでもあります。</p> <p>○吉川沙織君 今、既定予算の中で全部賄うということでしたし、十分に行うというのであれば、既定予算というのは国会の議決を経た予算です。国会に説明してきたことと違うことに今回、まあその中でということですが、施策の経費を圧迫するだけでなく、本件に関しても、もし仮に買や量が低下してしまうことであるならば、補正予算等に対応し、国会の議決を経て国葬儀を執行行おうとする姿勢を示すのが本来内閣のあるべき姿ではないかと思えます。</p> <p>元総理の葬儀において、戦後一例しかない吉田元総理の国葬の際も、法的根拠について議論になっていました。法律的にも制度上にも国葬についての規定がないため、国葬儀に踏み切るまでにはあらゆる角度からその是非が検討されたと記録が残っています。</p> <p>今回、法的根拠がないこと、閣議決定だけで国葬儀を決めたということ、どちらにしても混乱を招いたということも事実だと思います。</p> <p>どの行政組織にどの行政事務を所管させるかを規定する規範を組織規範と呼ぶとすると、国葬儀については内閣府設置法が組織規範に当たるんじゃないでしょうか。また、組織規範による所掌とされた行政事務を執行する際によりどころとなるものを根拠規範、所掌とされた行政事務の執行を適正ならしめるものを規制規範と呼ぶとすると、国葬儀においては組織規範しかなく、根拠規範も規制規範もありません。</p> <p>今回これだけ大きな問題となった以上、今後の国葬儀に関する法律上の位置付けというものを考えるおつもりは、総理、ありませんでしょうか。</p> <p>○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、法的根拠については、内閣としましては、内閣法制局として協議をした上、確認をさせていただいておりまして、まずもって、こうした国の儀式、これは立法</p>	<p>法府、立法権に属するものでもなければ、司法権に属するものではない、行政権に属するものであります。その一つの根拠が御指摘の内閣府設置法四条三項であると認識をしております。</p> <p>そして、閣議決定に基づいて国葬儀を行う、こういう姿勢は、たしか昭和五十二年の衆議院内閣委員会での政府答弁の中にこういって姿勢を明らかにしている、閣議決定に基づいて行うということも答弁としてお答えさせていただいて、この方針は今でも変わらないということで、行政権の範囲であるならば閣議決定が求められる、それを、決定を行った、これが政府のありようであります。</p> <p>○吉川沙織君 先ほど、衆議院の議院運営委員会の答弁で総理は、今回の国葬儀は国民の権利を制限するとは言えず、法律が必要でない趣旨の答弁をなさると言いました。ただ、法律、法的に問題がないこと、政治的、社会的に問題がないことは、私は違うと思えます。</p> <p>実際、八月の臨時会で各議員から出された質問主意書に対する政府答弁は閣議決定のみというトーンで、八月十日の総理記者会見も同じトーンでした。ただ、八月三十一日の総理の記者会見では若干そのトーンが変わってきました。今後、考えるくらいは私はなさるべきだと思います。</p> <p>そこで、これからちよつと具体的なことをお伺いします。</p> <p>戦後における国葬儀と内閣・自民党合同葬儀の例について、件数だけ、長官、教えてください。</p> <p>○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。</p> <p>戦後の元内閣総理大臣の葬儀のうち、国葬儀を行ったのは吉田元総理の一件であり、内閣と自由民主党合同葬儀は計八件であります。</p> <p>○吉川沙織君 国葬儀と内閣・自民党合同葬儀の違いは何でしょうか。</p> <p>○国務大臣(松野博一君) 国葬儀は国による葬儀であり、内閣葬に関しては内閣による葬儀でございます。</p>	<p>○吉川沙織君 昭和四十二年十月二十三日の吉田元総理の葬儀の執行についての閣議決定と昭和五十五年六月二十四日の故大平正芳元総理の葬儀の執行についての閣議決定、日付以外は同じ文言なんですが、一か所だけ違うところがあります。何が違うかといいますと、「葬儀のため必要な経費は、国費、合同葬の方は、葬儀のため必要な経費の一部は」と書いてあります。</p> <p>国葬儀と合同葬の外形上の違いというのは費用負担でしかないと思うんですが、それで認識合いますでしょうか。</p> <p>○国務大臣(松野博一君) 国葬儀と内閣葬儀、それぞれどういった形がふさわしいかにつきましては、そのときの内閣によって判断をさせていただきますが、先生から御質問がありました経費に関するものは、合同葬儀に関しては内閣と、今までは自由民主党葬でございますけれども、自民党の折半ということでございます。</p> <p>○吉川沙織君 これまでいろいろ伺ってまいりましたし、総理も、衆議院でも、そして今でも様々な答弁をされました。国葬儀とした理由は四点中心に多く挙げられていますが、合同葬では不十分だという理由には全てなっていないんです。合同葬では不十分な理由って何かございますでしょうか。</p> <p>○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今回、国葬儀を行うことを判断した理由として、委員御指摘のように、大きく四点上上げています。</p> <p>その中で、まず、日本のこの憲政の歴史百三十二年の中で最長であること、そして、様々な功績についても指摘をさせていただきました。そして、今回のこの非業の死についても指摘をさせていただきますましたが、それと併せて、やはり国際的な様々な弔意、敬意のこの表明、これを国としてどう受けるのか、これが大きなポイントになると思っています。</p> <p>多くの弔意が国民、日本国民全体に対する事意というメッセージになっている。また、国挙げて</p>
--	---	--	---	---

各国が同意を……

○委員長(福岡資優君) 端的にお答えいただくようお願いします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 様々な形で表明している。こうしたことを国としてどう受け止めるのが適切なのか、こういった判断が、国権なのか内閣権なのか、この違いになっていると認識をしております。

○吉川沙織君 今答弁いただいたのは今までの内容と一緒です。国権としての理由は何も何回もお示しになられていません。しかし、国権として行うのであれば、特定の個人を国の儀式として行うことが説得的であって、多くの共感を呼び、国民の理解を広く得られる説明になっているかといえは、そうはなっていないと思います。なぜ内閣・自民党合同葬では不十分なのか、何が足りないのか、国権とは何が決定的に違うのか、依然として不明で、この点を十分に私は説明していただきたいかと思っております。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今もたくさんおっしゃいました。行政権、司法権、立法権、行政権、残念ながら不正な活動が頻発しています。私は立法権に属する立場ですが、非常に危惧しています。その一つに公文書の改ざんや統計不正、不適切な扱いがあります。公文書管理法は公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資産と位置付けており、この点から一顧確認させていただきます。

吉田元総理の国葬儀を皮切りに、内閣・自民党合同葬、元総理の、記録というものはきちんと残されているでしょうか。そして、今回の件、きっちり記録も含めて、その空白の一週間くらいも含めてちゃんと記録を残すかどうか、内閣の責任者である総理に伺います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今回の国葬儀に当たって様々な意見や批判や議論があるということ、これは承知をしております。

よって、今回、国葬儀を行った後に、先ほど申し上げた予算についても確定したものをしっかりと

と報告しなければならぬと思っております。是非、今後につなげるためにも検証を行って、その検証を今後の議論に資するよう努めていきたいと思っております。

○吉川沙織君 今回、五十五年ぶりにあえて国葬儀になりました。記録をきちんと残されまうね、総理、最後の答弁です。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) お答えいたします。この度の安倍元総理の国葬儀についても、実施後に記録集を作成する予定であるとともに、公文書管理法に基づき必要な文書を作成しており、適切に保存してまいります。

○吉川沙織君 今般、安倍元総理の国葬儀を執り行うに際し、国民一人一人に喪に服することを求めるものではない、こういう御発言がありました。にしても、国の儀式として葬儀を執り行いたいと考えているのであれば、総理は、内閣としてその思いについて多くの国民の共感を呼び、広く理解を得るために国民の代表機関である国会の意見を聞く、そういった過程を経るべきではなかったかと思っております。

最終的に内閣が国葬儀を実施する、そういう決定をするに当たり、国会の意見を聞かなかつたがために説明が不十分ともなり、分断を生んでしまったのではないかと思っています。

新型コロナウイルス感染症の際も、議院運営委員会が国会報告の場に使われ、幾度も総理の出席を求めてきましたが、背を向けてこられました。今回、総理御自身の言葉で総理出席が実現したように、また八月三十一日の総理会見でもおっしゃったように、是非、国会、国民に向き合う政治、していただきたいと思っております。

○高橋光男君 公明党の高橋光男です。冒頭、安倍晋三元総理の御逝去に対し、改めて深い哀悼の意を表します。

憲政史上最長の任期を全うされ、我が国の内政、外交面で傑出した功績を残された安倍元総理の国葬の開催を私は支持いたします。

暴力により言論の自由どころか命を奪われた元総理の突然の逝去に諸外国から幅広い弔意が示されていまして。在任中、積極的平和主義を掲げ、延べ百七十六か国、地域訪問という地球儀を俯瞰する外交を展開された元総理を敬い、既に多くの首脳級が出席の意向を示しています。国葬は英語ではステートフューネラルと言います。すなわち国家の葬儀です。

総理、今回の国葬は、我が国が国家として民主主義の重要性を確認し、核兵器廃絶や自由で開かれたインド太平洋、そして、戦争なき世界を築くために非暴力主義、平和主義に基づく国際社会の連携の強化を図ること、このことに意義があると考えます。だからこそ、国として参列者を丁寧に扱って、安全第一で成し遂げる必要があると考えますが、総理自身、国葬の意義をどう捉え、いかなる姿勢で臨み、弔問者にどのようなメッセージをお伝えになるお考えか、自らの言葉でお答え願います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回、安倍元総理は、民主主義の根幹である選挙が行われている中で突然の逝去によって凶弾に倒られた。志士ばにして逝去されたわけですが、民主主義国家としてこうした暴力には屈しない、国として毅然たる態度を示すことは重要であると認識をしております。

そして、今委員の方から御指摘がありましたように、安倍元総理は、積極的な首脳外交を展開し、自由で開かれたインド太平洋ですとかTPPの締結ですとか、様々な大きな成果を上げてこられた、こうしたことであると思えます。だからこそ、こうした人物のこの非業の死に対する国内外の衝撃は大きかった、特に国際社会の衝撃は大きかったと受け止めています。

バイデン大統領、エリザベス女王陛下を始め、この逝去に当たって、この二百六十の国・地域・機関から千七百件以上の弔意メッセージ、これが寄せられました。また、米国を始め多くの国で議会の追悼決議も行われた、また、インド、ブラジ

ルを始め多くの国で政府として服喪、喪に服することを決定する、こうしたこともありました。またオーストラリア、さらにはイスラエル等においては公共施設をライトアップする形で弔意を示す、こうしたこともありました。

そして、多くのこのようにした弔意が、日本国民全体に対しての哀悼の意を表する、そういった趣旨であったことから考えましても、やはりこうした様々な弔意を我が国としてどう受け止めるのか、やはり国の儀式として国としてしっかりと受け止めることは重要ではないか、こうした判断も重要なこの判断要素であったと思っております。

あわせて、こうした国葬儀に当たって多くの海外要人が日本に来ることが予想されます。安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかりと受け継ぐ、発展させる、こうした思いを内外に示す、こうしたことも重要であると考えております。

こういった形で相手国から示された敬意にしっかりと応えたいと考えておりますし、国の名において国葬儀を行い、海外の要人をお迎えすることが適当であると判断をした次第であります。

○高橋光男君 ありがとうございます。一方で、国家の根本は国民であります。国際関係に、国葬開催について世論が割れているのも事実であります。民主主義国家だからこそ、政府は国民の理解を得る努力を惜しんでほらないと思っております。

そこで、まず費用について伺います。前回の吉田元総理の国葬には、外国特使は、最高が大臣クラスで計十二人、在京大使を含めても総勢百人強でした。今回は違います。既に首脳級も含め計千人もの外国人参列者が想定されています。当然、要人の接遇や警備には費用が掛かります。今回、政府は特別の接遇が必要な代表団が五十程度になるとの前提で国葬に要する経費の見込みを示されました。その額は、予備費を含めて合計十六億六千万円。単純な比較はできませんが、この金額は、三年前、ほぼ同数の首脳級が来日し

ることを決定する、こうしたこともありました。またオーストラリア、さらにはイスラエル等においては公共施設をライトアップする形で弔意を示す、こうしたこともありました。

て開催されたTICAD7、第七回アフリカ開発会議の約十七億円と大体同じ規模です。しかしながら、国費は国民の血税でもありません。国民の中には、国費に多額のお金を使うのであれば別に支援してほしい、コロナ禍の影響で葬儀をするお金もないんだ、そんな切実なお声もいただいているところがございます。

したがって、真に必要な経費とすること、これが大変重要だというふうに考えます。最大限節約して行っていただきたいと思えます。そして、支出された費用は迅速に開示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今、国葬儀の出席につきましては各国から今連絡がどんどん入っている、こういった状況にあります。既に今の段階で公にできるとしている名前だけでも、米国のハリス副大統領、オーストラリアのアルボニージ首相、シンガポールのリー・シェンロン首相、ベトナムのフック国家主席、EJ首脳のみシェル欧州理事会議長、カナダのトルドー首相、またオーストラリアはハワード元首相、アポット元首相、ターンブル元首相、これ全て出席の意向を示している。こうしたことであり、今後この接遇が必要な首脳級増えしていくことで、先ほど来申し上げているように、五十の接遇が必要な首脳代表団が、首脳を中心とする代表団が予想されるということで、予算についてもこの仮置きで試算を行ったことでもあります。こうしたこの国際的な事案に対してしっかりと応えていくための予算、もちろん大事であります。

また、先ほど議論が出ておりましたが、今この日本の国費の警備のありよう、日本国の安全ということについて問われている、こうした状況でありますので、こうした国際的なこの行事におけるこの警備についても万全を期さなければいけない。こういった点もしっかり配慮しながら、おっしゃるような、最大限この国民から理解される適切な予算というものを考えていかなければならないと思えます。

国民の視線をしっかりと意識しながら予算についても考え、そして、結果につきましても国民の皆さんにしっかりと報告をさせていただかなければならないと思っております。

○高橋光男君 最後に二点、手短にお伺いします。国葬当日の事案表明について、一律に国民に対して真に服させることはしないと表明したということですが、私は、それは言葉だけでは十分であって、また官公庁、自治体、学校等に明確に文書で伝えていただきたい、通知していただきたいと思えます。

また、先ほど記録の話もございました。この決定のプロセスにつきましても、是非とも後々に記録として残していくことが大変重要だというふうに考えますが、最後に一言、御答弁お願いたします。

○委員長(福岡資肇君) 答弁は簡潔に願います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) これも度々申し上げておりましたが、これは、今回の国葬儀は、国民一人一人の皆さんに事案を強制するものではないということでもあります。そして、今回の国葬儀の結果についてはしっかりと検証を行い、今後こうした国の行事を考へる際に資するよう、役立てて、役立てられるような、こうしたこの扱いを行う、検証をしっかりと行っていく、こうしたことは政府としてしっかりと進めていきたいと考えております。

○委員長(福岡資肇君) もう時間が来ております。

○高橋光男君 時間が終わりましたので、終わります。

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。よろしくお願いをいたします。

まずは、私からも、お亡くなりになりました安倍元総理の御冥福、心よりお祈りいたしたいと思えます。

今回の国葬に關してまず私が気になるのは、多くの国民の皆さんが今回の国葬実施について前向

きな評価をされていないということです。様々なメディアが世論調査を行っています。国葬に賛成ですか、反対ですか、評価しますか、しませんかというような調査をしております。当初、総理が国葬を表明された七月の中頃から後半にかけては賛成する方の数字が高かった、過半数を超えていた、そういったデータが多かったわけですが、この最近では逆転しましたね。評価しない、反対だということの方が増えてきています。最近では過半数をそちらの方が超えているという、そういった結果になっています。

このままでは評価しない国民の方が多い国葬になってしまうということで、まあ、これだけ規模も大きく、多額の税金を使って行うその儀式にとつては非常に残念な形になりかねないというふうに思っております。

こういった今の状況に關して、まずは総理の受け止め、お聞かせください。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、国民の皆様の中に国葬儀に対して厳しい意見、また御批判がある、こうしたことは十分認識をしております。そして、その理由というのを考えますとき、本当に様々な岐にわたっております。法的根拠であったり予算であったり、そもそも評価であったり、様々な内容になっております。そして、共通することとして、やはり説明が不十分ではないか、こうしたことがあり、このことについては、政府としてこれは謙虚に受け止めなければならぬと思っております。

是非、様々な論点がありますが、これからも丁寧に説明努力を続けていき、国葬儀を行っていくたいと思っております。

○清水貴之君 当初は賛成の方の方が多かったのがこれ変わってきているというのは、やっぱりこの一か月余りの間に様々な皆さんの中で感情の変化が生じてしまっていることだと思います。今総理もおっしゃったとおり、やはり説明が十分ではないと、そういった意見が多いのが私も大きな理由だと思っております。総理は六日後、

総理が、安倍元総理が亡くなって六日後には国葬の表明をされたわけですが、その後、国会での説明がないと、また、予算です。予算に關してもなかなか総論が分からない、見えてこないというところで皆さんの気持ちというものが少しずつ私は離れていっているというふうに思っております。

なぜ、やはり、これまでもお話が出てきていますけれども、もっと早くしっかりと説明して理解を得る努力をするべきではなかったかと思っておりますけれども、総理、そこはなぜもっと早く進まなかったのでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、国葬儀実施するに当たって、政府としての法的根拠、理由など、これはしっかりと説明しなければいけない。こうしたことで判断をしたということを示す。この判断、これはまず大事なことであります。しかし、あわせて、委員御指摘のように、そうした判断に対して国民の理解あるいは協力、これがなければならぬということで、政府としてしっかりと説明責任を果たしていかなければならないと思えます。この判断と説明と、これ両方、この国葬儀を実施するために重要であると私も認識をしております。

そして、その説明の部分において十分だったのかというこの指摘については謙虚に受け止めなければならぬと思えます。是非この説明部分については、これからもしっかりと、先ほど言った様々な点について、ポイントについて説明努力を続けていきたいと思います。

○清水貴之君 そして、ポイントになっている点として法的根拠というのが挙げられます。今回の国葬は国の儀式として行われますけれども、憲法にも国の儀式があります。憲法七条十号、天皇の国事行為として規定する儀式というのがありますが、まずは甲刀直入に、今回の国葬儀は国事行為としての儀式に当たらないでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) お答えいたします。国事行為は、日本国憲法七条に基づき、天皇

が内閣の助言と承認により行うものであります。今回の国葬儀は国事行為として行える儀式ではないと。

○清水貴之君 七条、憲法に基づくものではないと。今回の国葬は内閣府設置法上の国の儀式として実施されるということですが、やはりこの内閣府設置法は組織法なわけですね。事務として国葬儀を行うのであれば、更に別の法律が必要なのではないですかというふうに思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、内閣府設置法については四三三項に、国の儀式には天皇の国事行為として行われる儀式があり、そしてそのほか閣議決定に基づき国が行う儀式があるとされており、今回のこの国葬儀は後者に含まれるものであると思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、内閣府設置法の範囲に含まれる、このことを明らかにするものであると思いますが、一方で、その国の儀式である国葬、国葬儀を実施することは行政上の事実行為であり、国民の権利を制限したり、また義務を課したりするものではないことからして、内閣府設置法とは別途の根拠法、これは必ずしも必要がないという考えに立っております。

○清水貴之君 そういった中で、議論の中で、そのもう今の法体系の中で進めるといって、と進んでいったんですか。それとも、やはり別の法律を作って、別の法律を作った上で、そういうことを国民の皆さんに説明をしながら進めていくという、こういった議論があったかどうか。内閣府と国葬儀との差別化があるとするは国事行為であることではなく、そうでない国葬儀は何のために実施されるのかというふうに思っています。

○清水貴之君 今のお話で、評価というのは時代によって変わってくるという、その時々々の状況によって変わるという話がありました。

わけですね。で、お聞きしたいのが、今説明のあった内閣府設置法による儀式に国葬儀が含まれるということですが、お聞きしたいのが、二パターンあるという話でしたが、これはもう別のものという解釈でいいんですかね。こういった憲法に係るような解釈にこれなっていくわけですね。そうなるかと丁寧な説明するべきではなかったのかというふうにも思うわけです。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、御指摘の点については、先ほど官房長官からも答弁させていただきましたように、この国事行為というのは、日本国憲法第七條に基づいて、天皇が内閣の助言と承認により行うものであります。よって、今回のこの国葬儀は国事行為として行われる儀式ではないという整理をさせていただいております。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 御指摘の点については、先ほど官房長官からも答弁させていただきましたように、この国事行為というのは、日本国憲法第七條に基づいて、天皇が内閣の助言と承認により行うものであります。よって、今回のこの国葬儀は国事行為として行われる儀式ではないという整理をさせていただいております。

○清水貴之君 今のお話で、評価というのは時代によって変わってくるという、その時々々の状況によって変わるという話がありました。

○清水貴之君 今のお話で、評価というのは時代によって変わってくるという、その時々々の状況によって変わるという話がありました。

○清水貴之君 今のお話で、評価というのは時代によって変わってくるという、その時々々の状況によって変わるという話がありました。

でも、評価というのは、逆に、評価する側の立場とか感情とか感覚によって、これによって変わってくるわけですね。同じことをされた方でも評価する人とならない人がいたりするわけですね。こういったところで恣意的なものが入ってくる、その余地が今のままで残っているんじゃないかというふうに思うわけですね。だから、しっかりと基準を定めるべきではないかというふうに思っています。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 先ほど答弁させていただきましたが、将来においては時の内閣がまた適切に総合的な判断をしなければならぬと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 先ほど答弁させていただきましたが、将来においては時の内閣がまた適切に総合的な判断をしなければならぬと思います。

○清水貴之君 今後に生かしていく、これだけのことをやるわけですから、今後しっかりと生かしていくのは本当に大事なことだというふうに思っております。

○清水貴之君 今後に生かしていく、これだけのことをやるわけですから、今後しっかりと生かしていくのは本当に大事なことだというふうに思っております。

○清水貴之君 今後に生かしていく、これだけのことをやるわけですから、今後しっかりと生かしていくのは本当に大事なことだというふうに思っております。

す。正体を隠して巧みに近づき、人々の資産を狙い、忌まわしい教義を強要して、霊感療法、そして高額献金で多くの人々の人生をめちゃくちゃにしてきたのが統一協会の専断な反社会的な不法行為です。

大阪のある被害者家族の被害総額は十五年余りで二億円に上りますが、私もお話を伺いました。とりわけ、二〇一四年頃から協会が安倍さんが私たちを援護してくれているという言葉を何度も見聞きしてきたとおっしゃいます。特に、政府が家庭連合へと名称変更を認めた二〇一五年以降、協会は露骨な自民党、安倍応援団だったとおっしゃいます。被害者から見れば、統一協会と深く癒着し、言わばお墨付きを与え、後ろ盾になってきた責任、これ極めて重いんですね。

総理は八月三十一日の記者会見で、過去を真摯に反省し、しがらみを捨て、当該団体との関係を絶つと述べられました。

そこで伺いますが、これまでの関係のどこが問題で、なぜ関係を絶たなければならぬと考えているんですか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今日は国葬儀の議論ですので、国葬儀については、先ほど来申し上げておりますように、この安倍元総理の在任期間、功績、国際的な評価、そして民主主義を守るという毅然とした態度、こうしたことを考え、判断をしたということであり、私としては、その委員の御質問については、私は今日は内閣総理大臣としてこの場に立っております。本来であれば、この自民党の総裁としての発言については控えなければならぬのかもしれないと思いますが、ただ、昨今の国民の皆さんの関心等を考えますときに、あえてこの御質問にも答えさせていただきますが、このどこが問題なのかということにつきまして、社会的にこの旧統一協会をめぐる様々な問題、これは多く指摘をされています。これは御案内のとおりであります。かつ、広く社会全般で解決に向けた取組を望む声、これも大きくなっている、こうした認識をしてお

ります。

そういうことから、政治家は社会的に問題が指摘されている団体との関係には慎重であるべきであり、旧統一協会をめぐる現下の状況を踏まえ、自民党においては、政治に對する国民の皆様への信頼を回復するために旧統一協会との関係を絶つ必要がある、このように考え、そして、各国会議員の点検の結果を取りまとめ、努力を続けている、作業を進めている、こうした状況にあります。

○仁比聡平君 指摘をされているとか解決を求めるといふふうにおっしゃっているだけ、何を反省しているのか、どうもはっきりしないわけですね。統一協会と深い関わりを持ってきた安倍元首相を国葬にすること、国民の皆さんの怒りが私、沸騰していると思うんですよ。

被害者の、協会が安倍さんが援護してくれていると何度も聞いたという声は、安倍元首相から統一協会との差配を断られて七月の参議院選出馬を断念されたという自民党宮島喜文元参議院議員が朝日新聞に語っている実態ともつじつまが合っているんですね。統一協会の支援を受けて当選した二〇一六年の冬、宮島元議員は熱海で二泊二日の研修を求められたと、そこで、国際勝共連合の歴史や岸信介首相とのつながりも聞いた、安倍元首相が登場するビデオを見せられ、安倍さんは我々の目標とする反共を理解してくれているとの話もあつたと記事に書かれています。

安倍元首相と統一協会のそうした関係について、先ほどの衆議院の審議の中で、その当時の御本人の判断だつたと思うと総理は答弁をされました。しかし、安倍元首相のそうした時々の判断の結果、何が行われたのか、その事実関係はこれ当然調べれば分かることなんですね。

政府・自民党として責任を持って安倍元首相関係者への調査を行い、その結果を公表すべきではありませんか。そうしてこそ、関係絶つと言えるんではありませんか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、国葬儀の判断については、先ほど来再三申し上げている理由によつて政府として判断をした、こうしたことでもあります。

そして、自民党総裁としてこの場でお答えするのが適切なのかは分かりませんが、あえて御質問にお答えするとしたならば、この問題について、やはりそれぞれの関係議員が、国会議員がそれぞれの過去を振り返り、点検をし、それを国民に向けてしっかりと説明することが大事だと再三申し上げています。そして、その結果を是非、党として取りまとめを行い、そして国民の信頼につなげていきたいということで取組、手続を進めていく、これが自民党のありようでありたいです。

この安倍元総理についてどうかということですが、御指摘のように、こうしたその様々なあつたと想像いたしますが、本人が亡くなられた今、それを十分に把握することは難しいと思っております。

是非、今活動している国会議員がそれぞれの立場でこの過去についてしっかりと説明を行い、党としてそれをしっかりと取りまとめ国民に説明をする、このことによつて国民の信頼回復に努めていきたいと思っております。

○仁比聡平君 安倍元首相のこの統一協会との関与を不問に言わば付して、国民の信頼回復なんかあり得ないですよ。その下で国葬を強行するというのは到底国民の納得を得られるものではないと思えます。やるべきは国葬ではなくて徹底した調査ですよ。

山口県では、七月の安倍家の葬儀の際、県当局から各教育委員会を通じて学校に半旗掲揚が要望されました。周南市内の小中学校を除く県内全ての学校で半旗が掲揚されました。

総理は、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す、これが国葬だとおっしゃったんですね。この国全体に国民は入るんですか。国民全体に事実上弔意を求めて内心の自由を侵す、これは憲法

十九条に違反することですよ。そんな国葬は今からでも中止すべきだと思えますが、総理、いかがですか。国民は入るんですか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 国民の皆さんにも安倍元総理に対して弔意を示すこと、これは重要であると思えます。ただ、国民一人一人に弔意の表明を強制する、強制的に求めるものではない、こうしたことは強調をさせていただいていきます。

今般の国葬儀、国民一人一人に喪に服することを求めるというのではない、こうした点について様々な形で説明をさせていただいております。よつて、この今般の国葬儀の実施によつて内心の自由が侵害される、こうしたことはないと考えております。

○仁比聡平君 国民主権の日本ですよ、国民が入らない国全体なんてあり得ないですよ。事実上、あれこれの形で弔意を強要することになる、そうした民主主義の根幹に関わる国葬を一閣議決定で強行するなど断固あり得ないと中止を求めて、質問を終わります。

○委員長(福岡資晴君) 以上をもちまして本件に対する質疑を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十三分散会

松野博一 官房長官 殿

国葬に関する質問書

令和4年9月13日

立憲民主党

代表 

先の議院運営委員会質疑において、私をはじめ各党の質疑者の示した疑問について、岸田総理大臣から十分な答弁がなされなかったことは極めて残念です。国民の安倍元総理の国葬儀に対する反対の声は強く、政府として十分な説明責任を果たさなければなりません。ここに議院運営委員会による質疑を踏まえて、改めて疑問点を列挙しますので、岸田内閣としての文書での15日中の回答を求めます。

1. 国の儀式としたことの是非

(なぜ国葬儀なのか)

○内閣葬とせず国葬儀としたことの説明が全くなされていない。政治家の評価は歴史が決めるものであり、また安倍元総理に対する国民の思いも様々である。国民の思いが大きく分かれるなかでの国葬儀は不適切。

○海外からの弔意・敬意に礼節をもって応えるというのが、従来は内閣葬として十分に礼節をもって対応してきた。

(法的根拠)

○岸田総理は「国葬儀は間違いなく行政権に属しており、これは内閣府設置法4条3項からも明らか」と説明している。同法による4条3項33号は「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務」を行うと定めるだけで、特定の故人の葬儀を国の儀式として行うか否かを行政(内閣)が判断するということの証明に

は到底ならない。

- 国の儀式の実施については、司法権・立法権に属さず行政権に属すると答弁しているが、問われているのは「実施主体」ではなく、国の儀式として行うかどうかの判断を行う主体であり、説明になっていない。

(手続きの不十分さ)

- 安倍元総理の国葬儀の決定は、岸田総理の記者会見、閣議によってなされたが、この間、国会に対する説明はなされなかった。内閣が閣議決定すれば国の儀式も含めて、何でもできるようにということであれば、議会制民主主義の根幹がゆらぎかねない。

2. 費用について

- 経費は、現在約 16.6 億円までの試算が公表されているが、他に要する経費はないか。各都道府県警察が負担する人件費等（のちに国が交付税措置）は算出可能であり、事前に公表すべき。

3. 旧統一教会との関係について

- 岸田総理は、安倍元総理と旧統一教会の関係について、本人が亡くなられたため「その実態を十分に把握することに限界がある」としているが、限界があるからといって何も調査がなされないまま国葬儀を行うことは許されない。
- 旧統一教会と密接な関係をもつ人物が閣内も含めて存在することが、自由民主党の不十分な調査からも明らかになった。旧統一教会に社会的な問題があり、これから関係を断つのであれば、これまでの関係についても当然責任を負うべきで、閣僚や党三役の地位にとどまることはふさわしくない。

【別紙 27】

国葬に関する質問書に対する回答

故安倍晋三国葬儀事務局

令和 4 年 9 月 14 日

国葬に関する質問書（令和 4 年 9 月 13 日立憲民主党）について、
以下のとおり回答いたします。

1. 国の儀式としたことの是非

（なぜ国葬儀なのか）

- 安倍元総理については、
- ・ 憲政史上最長の 8 年 8 か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われたこと、
 - ・ 日本経済の再生等の大きな実績を様々な分野で残されたこと、
 - ・ 国内・海外からの幅広い弔意が寄せられていること、
 - ・ 選挙運動中の非業の死であったこと

などの状況を踏まえ、我が国としても、故人に対する敬意と弔意をあらわす儀式を催し、これを国の公式行事として開催し、その場に海外からの参列者の出席を得る形で葬儀を執り行うことが適切であると判断し、安倍元総理の国葬儀を閣議決定したものです。

○ 特に、各国要人から寄せられている追悼メッセージの多くは、日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣旨であることから、内閣と自民党の合同葬という形ではなく、葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として、海外からの数多くの敬意や弔意に礼節をもって応える必要があります。

○ なお、今回の国葬儀について、国民一人ひとりに対して、政治的評価を求めるものではありません。

(法的根拠)

○ 安倍元総理の国葬儀については、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしています。国の儀式を行うことは、立法権にも司法権にも属さず、行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは、内閣府設置法第4条第3項で明らかになっています。

○ また、国の儀式である国葬儀を実施することは、行政上の事実行為であり、国民の権利を制限したり、義務を課したりするものではないことから、内閣府設置法とは別途の根拠法は必ずしも必要ではないものと考えています。

- 内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方については、これまでも、その時々の内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたところです。今回も、先に述べた理由等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断したものです。

(手続きの不十分さ)

- 国葬儀の開催については、様々な御批判とともに、説明が不十分であるという御意見を頂いているところ、こうした考え方について、国民の皆様の御理解をいただくよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

2. 費用について

- 閣議決定により使用を決定した2.49億円については、会場費や設営費など、国葬儀そのものの実施に必要な経費です。こうした経費は、当初予算に計上していないため、従来と同様、予備費の使用で対応することとしたところです。